

産業廃棄物行政と政策手段としての税の在り方に関する検討会の中間的な論点整理に関する意見募集結果

募集期間：平成15年9月5日～26日
全11意見（いずれも排出事業者及びその団体）

1 はじめに

本とりまとめについては、最初から地方公共団体がすでに制定している産業廃棄物に係る法定外目的税を視野に入れているが、新たな税を導入せず、産業廃棄物問題を解決する方法についても整理することが必要ではないか。

本とりまとめでは、地方公共団体による法定外目的税を主に論じているが、国税として導入する考えもある。この場合、地方と国の二重課税は絶対に避けるべきであろう。

廃棄物行政として「確実かつ適正な処理を実現していくため、さらに排出抑制、再使用、再利用などによる産業廃棄物の減量化、産業廃棄物処理業者の優良化、優良な処理施設設置の円滑化などを進めていく必要がある」ことから、中環審廃棄物・リサイクル部会で「優良な産業廃棄物処理業が地域に貢献するビジネスとして成立・成長できるようにするなどの一つの手段として、税という手段を検討する」という意見具申がなされたものと思料する。

しかしながら、今回の論点整理は「法定外目的税の条例制定」という既定事実を是認するあまり、「ビジネスとして成立・成長できるなど」に関する、本来されるべき「行政手段としての税の在り方」が全く論議されていない。

地方自治法にもとづく法定外目的税としての「産業廃棄物税」は各自治体毎に制度の有無があり、さらに制度の運用方法にも違いが生じている。このような中で各自治体が個別に制度化することは、総合的に排出事業者の事務負担量が増加あるいは煩雑になる懸念があることから、これに反対する。

2 産業廃棄物に係る税の基本的な考え方について

(1) 産業廃棄物に係る税の目的

中間的な論点整理では、「適正処理を確保するための監視等の行政事務に加え、排出抑制、再生利用等の減量化促進策、処理施設の整備促進や運営の円滑化など様々な施策の充実強化が不可欠となっている。」として、「財政状況が極めて厳しい中で施策の充実強化のために必要な新たな財源を確保するため」としている。

背景として指摘されているとおり、不法投棄の多発が、産業廃棄物に対する住民の不信感、不安感を発生させていることは事実である。

一方、産業界では平成9年度の廃掃法改正に基づく産業廃棄物不法に係る原状回復基金に対し、現在まで10億円強の出えんし、不法投棄の原状回復に全面的に協力してきた。また、12年度改正に伴い、排出事業者にはマニフェストの最終段階まで確認を、委託業者への監視義務が課せられ、委託業者への注意義務違反があった場合には、排出事業者に原状回復義務が課せられることとなった。

このような、法制度のもと、不法投棄の多発を背景に適正処理を図るための財源を適正処理を行っている者に課税するということは、優良事業者が悪徳事業者を助けるようなものであり、全く妥当性を欠くものであり理解できない。

（同様の意見が外3件）

産廃税は、その目的について行政機関が行うべきものと、それに従い各事業者が実施すべきものとを区分けを明確にした上で設定すべき。

「税収を充てて充実強化する施策は、地域の状況に応じ多様なものが考えられるが、適正処理

確保のための監視強化、排出抑制、再使用、再生利用等の減量化を目的とする排出事業者等の取組促進、処理施設の整備促進や運営の円滑化、処理業者の優良化等が基本的なものとして考えられる（p.3の最下段～p.4の3行目）」

この場合、行政機関は、適正処理確保のための監視・管理の強化及び処理事業者の優良化のための施策の実施を行うべきであり、これに伴う、施設整備や運営の円滑化は、処理事業者が市場原理に基づき対応すべき。

地方自治体のヒヤリングから、税の目的を「不法投棄対策、住民の不信感の払拭」と解釈しているが、このような考え方をしている自治体は5団体中2団体であり、主たる目的とは考えがたい。また、一般廃棄物に対する税金投入は多額であり、これに比べて現在投入されている産業廃棄物行政への税金は無視できるほど小額であると考えられる。

したがって、大方の自治体の考え方は「財政状況が苦しい中、税金の取りやすいところから財源を確保する」という、基本的な態度を見て取るべきであり、正当な課税目的があるとは考えがたい。

税収を充てて充実強化する施策に「処理施設の整備や運営の円滑化」があげられているが、処理施設の整備が進まないのは、処理業者に整備資金がないのではなく、地域の理解が得られないこと、迷惑施設としての制限があるからである。過去において、「自治体が積極的に住民説得をした」とか「住民同意はもらえないようにしよう」とか、の自治体の支援があったことはなく、税収を充てて処理設備の整備が進むとは到底考えられない。

課税による財源確保を目的とする前に、行政改革による歳出（冗費）の削減による財源確保があつてしかるべきではないか。自治体が先ず範を垂れることが必要。

(2) 課税の根拠となる考え方の整理

課税の目的には、「都道府県等では、適正処理を確保するための監視等の行政事務や、減量化促進、処理施設の整備促進や運営の円滑化など様々な施策の充実強化」に伴う財源確保とあるが、仮に、最終処分場の確保が含まれているものであるとするなら1,000円/tの税率で財源が確保されるか極めて疑問であるとともに、本来、監視業務等の廃棄物に対する行政サービスのコストは、住民は住民税を、法人は法人事業税とともに住民税を納税しており、この点からしても新たな課税は疑問である。

（同様の意見が外3件）

税収の使途が、特に公共関与の処理施設の整備などに使われる場合、排出事業者や処理業者にとって受け入れやすいとは一概に言えない。

「特に、税収の使途が、公共関与の処理施設の整備、処理施設周辺の環境影響監視、周辺住民とのリスクコミュニケーションなど処理施設の円滑な確保や運営に密接に関連し、かつ、その使途の透明性が確保されたものである場合、応益性がより明確になり、排出事業者や処理業者にとっては受け入れやすいものとなる。（p.5上から2行目）」

循環型社会形成推進基本法の処理の優先順位において、発生抑制が一番目の取り組みに、適正処分が最後の取り組みに位置付けられていること、また、循環型社会形成推進基本計画において最終処分量の数値目標が定められていることから、排出事業者である企業にとっては、処理施設の整備よりもコスト削減に直結した発生抑制や再使用に関連したものの方が受け入れやすいと考える。

国として廃棄物の適正処理を率先して推進する環境省にも、税の使途等について地方公共団体との調整に積極的に関与してほしい。

「地方公共団体の説明を斟酌すれば、施策の強化によって著しく都道府県の財政負担を増大する」とあるが、一般廃棄物処理に投入されている財政に比べ、産業廃棄物の施策に投入されるであろう財政は微々たる額であるので、このことを以って課税の根拠とすべきではない。また、先にも述べたように、「税収によって、排出事業者や処理業者にとって産業廃棄物を処分できる場所をより容易に確保できる」ということは、期待しがたい。

したがって、「課税に係る関係者の幅広い理解を得る」ためには、「課税の応益性が明らかになっている」のを待つのではなく、「税収を用いた具体的な施策の提示と、それによる定量的な効果や応益性を提示する」ことが必要と史料する。

現在、いくつかの自治体で導入あるいは導入が検討されている産業廃棄物税の課税額は1トン当

り1,000円とほぼ横並び状態にある。産業廃棄物税を政策の財源と考えた場合、各自治体の事情で異なるであろうはずの課税額が一律であることから類推すると、これら課税額の数値的根拠が曖昧、あるいは議論が不十分ではないかと思われる。

税とLevy（課徴金）の区別の議論をもう少し厳密且つ十分行うべき。今回の提案はLevyであり、課税理論の中で納得できるものかどうか疑わしい。

法定外目的税による徴税が地方分権一括法の制定によって、濫用されているのではないか。寧ろ、地方分権の拡大を否定するものではないが、各地で多様な課税が導入されることは、国法の安定性を欠くことにはならないか。不法投棄に繋がる廃棄物問題は、寧ろ国の対策を優先すべきではないか。

法定外目的税による徴税が地方分権一括法の制定によって、濫用されているのではないか。寧ろ、地方分権の拡大を否定するものではないが、各地で多様な課税が導入されることは、国法の安定性を欠くことにはならないか。不法投棄に繋がる廃棄物問題は、寧ろ国の対策を優先すべきではないか。

自ら削減に努力して成果を挙げている排出事業者に課税することは、納得感がない。仮に課税によって廃棄物の発生が抑制されれば税収は減少し、財源確保という目的には合致しないのではないか。

(3) 産業廃棄物に係る税の効果と影響

産業廃棄物税の目的は、産業廃棄物の減量化とその適正処理にあり、税収はその施策等を実施するための費用に充てられることから、実施された施策やその施策による効果の分析・評価結果等について、情報公開して透明性を確保することが必要である。

（同様の意見が外1件）

中間的な論点整理が指摘するとおり、1,000円/t程度で、排出抑制等が図られるものとは理解できない。税の主目的が施策の充実強化のための財源確保であるのは明らかであり、税収による施策の充実強化が図られるのか、導入以前に十分慎重な検討がなされるべきである。

安易に導入すれば、中間的な論点整理が指摘するとおり、処分先の振替のみならず、不法投棄の増加、ひいては、海外への産業廃棄物の海外流出を招くこととなりかねない。

産業廃棄物の排出抑制も目的の一つであり、リサイクルはその有効な手段である。リサイクルコストは高いものであるが、国においてマテリアルリサイクルとサーマルリサイクルに差をつけるのではなく、同じものと認めリサイクルを促進させることも考慮すべきである。

（同様の意見が外3件）

「(1) 産業廃棄物に係る税の目的」に記述のとおり、鳥取県、岩手県など地方公共団体の税導入目的に、産業廃棄物の発生抑制、再生利用を掲げているにもかかわらず、「現在導入されている税の主目的が施策の充実強化のための財源確保にあること」と記述することは、現在の産廃税そのものが目的に合致しないことを認めるものである。

「現在導入されている税の主目的が施策の充実強化のための財源確保にあることを踏まえると、... (p.5下から11行目)」

どうしても産廃税を導入するのであれば、企業自ら取り組んだ廃棄物の発生抑制や再利用の件名・件数等に対して、税制面でバックアップすれば「好ましからざる課税回避行動」も現れずに廃棄物対策が推進されると考えるがどうか。

もし、産業廃棄物に係る税を導入するとするならば、先行している三重県の例で、何の目的で導入し、その効果はどうだったか、を実証的に分析する必要があるのではないか。

税率の妥当性の根拠を明確に示すべきである。

課税による不法投棄の増大は論外であるが、課税されない区域への移動といった「好ましからざる課税回避行動」は十分考えられる。また、単なる「合法的な適正処理」よりもリサイクルに重点を置く「より高度な適正処理」の方が処理費用がかかるのが一般的である。

このため、課税対象区域に存在する、より高度な適正処理を行なう「優良なる処理業者」は、二重の費用増大を負うことになり、結果として、優良事業者の育成を阻害することになる。

現状の税率はトン当たり千円という地方公共団体が多いが、このような額で施策の充実強化は困難であるから、これは「課税の効果を見逃した、単なる財源確保」であることを意味する。したがって、先にも述べたように、「税収を用いた具体的な施策の提示と、それによる定量的な効果や応

益性を提示する」ことが必要と史料する。

今後の課題とあるが、課税による効果については、一つのモデルによる試算ではなくて、幾つかのケーススタディを行う必要がある。

(4) 目的や方式を統一的にするという考え方について

産業廃棄物税条例に定められている課税標準や課税対象など、各都道府県によって取扱いが異なる場合があるが、標準的な考え方や指針等を整備し、全国大での産業廃棄物減量化および処理適正化を図るとともに手続きの簡素化に努める必要がある。

目的や方式を統一的にするという考え方に対しては、税を導入した地方公共団体から導入による効果と影響についてデータを収集、解析し、その結果、税の公平・中立・簡素といった観点から、税を導入、見直しを行う場合の標準的な考え方を示し、産業廃棄物の円滑な処理を行えるようにすべき。

「このため、今後、産廃税に関して、全国的に一律の制度とした方が良いのか、それとも自治体の自主性に委ねていく方が良いのか、また自治体の自主性に委ねるとしたとき、ある程度の標準や自治体間の調整を行う際の指針となる考え方があった方が良いのかどうか、などについて、産廃の円滑な処理を全国的に実現していくという観点に立って、本検討会においてさらに議論していく必要がある（p.6上から12行目）」

本検討会での検討結果をどのように活用していくのか明確にすべき。

今回取り上げた県や市でさえ、税の目的、用途あるいは課税対象者等が異なっている。今後、多くの地方公共団体がそれぞれの考えで税を導入することになれば、混乱は避けられない。また広域処理が進むと、出し側と受け側とで二重課税になったりする恐れもある。もし、産業廃棄物に係る税を多くの地方公共団体が導入するのなら、だれが見てもわかるような、税の公平性や透明性の確保、税率の算定などについての国のガイドラインが必要ではないか。国は指導性を発揮する必要があるのではないか。

廃棄物は市場原理に基づいて処理のために越境することは論を待たず、また廃棄物行政の最も重要な政策目標が「確実かつ適正な処理を実現していくため、さらに排出抑制、再使用、再利用などによる産業廃棄物の減量化、産業廃棄物処理業者の優良化、優良な処理施設設置の円滑化などを進めていく」ことであることはどの地方公共団体も同じである。

したがって、目的や方式を統一する必要があり、「好ましからざる課税回避行動」を防止する観点からも、統一は必要である。「法定外目的税の条例制定」という既定事実によって統一性が失われることは好ましくない。

産業廃棄物税に関する国のこれまでの議論、係わり方、今後の方向性に関する記述が不十分であるとの印象を受ける。産業廃棄物処分場あるいは処理業の許認可等は廃棄物処理法にもとづき、国が都道府県（および保健所設置市）に委託する事務であり、この委託行政事務に関する税制度についても本来は国（所管官庁である環境省）が積極的な関与を行うべきと考える。

各自治体の産業廃棄物税の今後の動向については、環境省が監視し、これらの目的と効果（使途を含め）を評価し、本来の課税目的に反するような運用がなされた場合については、地方税法を管轄する総務省との調整を行うなどの対策を講じていただきたい。

(5) 不法投棄対策との関係について

中間的な論点整理が指摘するとおり、産業廃棄物に係わる税の税収の一部を都道府県の負担する費用の一部に充てることは、「不法投棄とは関係がない納税者から徴収された税金が充てられたことは適当ではない」、むしろ「不法投棄の原因者に対して、本来納税すべきであった額又はそれ以上の額を求償する」制度を導入すべきである。決して、一部の者の負担が過度になったり、税負担を逃れるいわゆるフリーライダーが出現することにはなってはならないと考える。

（同様の意見が外2件）

産業廃棄物税の税収を不法投棄の原状回復に充当することは、不法投棄の原因者責任の考え方と異なるため問題がある。不法投棄対策としては、不法投棄原因者への罰則強化などにより対応すべき。

「不法投棄の原状回復費用に産廃税による税収を充てるとの考えがある。一方、不法投棄とは

関係のない納税者から徴収された税収が充てられることは適当でないという指摘があり、これに対しては、不法投棄の原因者に対して、本来納税すべきであった額又はそれ以上の額を求償するための方策も検討する必要があると考えられる（p.6下から4行目）」

産業廃棄物原状回復基金には産業界からも出捐しており、産業廃棄物税を原状回復費用に充てることは産業界にとって二重負担となる。

不法投棄は犯罪であり、適正に廃棄物処理を行っている事業者が原状回復のための費用を負担する理由はない。しかしながら、産業界は原状回復基金への出えんを余儀なくされており、その上さらに税をかけるのは不当ではないか。

不法投棄の現状回復資金についてはすでに制度的に担保されており、不法投棄とは関係がない廃棄物にかかわる納税者からの税を充当することは決して許されるものではない。

また不法投棄の原因者に対して、本来納税すべき額以上の額を求償することは、制裁措置としても妥当であると思料する。

国ベースの原状回復基金制度がある中で、排出事業者にとって二重の負担となるのではないか。

3 課税の対象や税率の設定の在り方と産業廃棄物処理に及ぼす影響

中間処理施設へ搬入する産業廃棄物は、リサイクル目的で搬入するものもあり、リサイクル促進に相反することから課税対象外とすべき。

資源有効利用促進法により、再生資源として有効利用している石炭灰や、環境への配慮（飛散防止）を目的とした、産業廃棄物への加湿水等については、課税対象外とすべき。

廃棄物処理法に基づき、事業者が自ら設置、適正に管理している最終処分場への最終処分については課税対象外とすべき。

本項で指摘するとおり、課税対象や税率の設定等に関しては、減容化、リサイクル等中間処理の多様な役割と政策誘導の在り方に関し十分かつ慎重な検討が必要である。

（同様の意見が外2件）

特に、P.11の産業廃棄物税の導入・検討状況の表の欄外に記載されているように、九州の一部の県では中間処理業者だけでなく、焼却施設など中間処理施設での処理そのものにも課税するような動きがあると聞いている。もしこのような動きが広がれば、サーマルリサイクル等の有効利用や減量化を阻害することになりかねず、廃棄物の適正処理、有効利用に逆行することとなる。

減容化、リサイクル等中間処理の多様な役割を評価し、そのような中間処理施設に対し課税することがないよう最終報告書に明記すべき。

廃棄物処理法に基づき、事業者が自ら設置、適正に管理している最終処分場への最終処分については課税対象外とすべき。自社処分場での自社処理について、現状では産業廃棄物税の課税対象になるケースもあると聞いていることから、「一部の者の負担が過度になる」ケース例として問題提起する必要がある。

産業廃棄物の品目毎の処理実態、また税収で実施する施策毎の本来の原因者を考慮し、それに応じた品目毎の税率の設定もしくは優良処理品目の減税措置等を検討すべき。例えば、資源有効利用促進法により、再生資源として有効利用している石炭灰や、環境への配慮（飛散防止）を目的とした、産業廃棄物への加湿水等については、課税対象外とすべき。

税という手法採用の場合には、決して取り易いところから取るということにならないよう必要な議論を尽くすべきである。

廃棄物行政の重要政策目標が廃棄物の減量化であるとするならば、課税対象者を多量排出事業者に限定する必要はないと考える。

そして、「減量化」が目的であるならば、減量化をより推進するような税率設定が必要である。すなわち、中間処理業者を含む排出事業者が最終処分業者に委託する場合、排出事業者が破碎・粉碎などの単なる減容化をする中間処理業者に委託する場合、排出事業者がリサイクルに重点を置く中間処理業者に委託する場合とでは税率に差を設けるべきであり、後者ほど税率を少なくすべきである。

税率の絶対値については、「税収を用いた具体的な施策と、それによる定量的な効果や応益性」を評価したうえで設定すべきものと思料する。

課税対象者・納税義務者は排出事業者とし、経済学的優位者が弱者に不利益を与えない構造とす

べきである。

4 税の導入に伴う新たな施策体系への移行の必要性

厳しい国際競争にさらされている産業界にとって新たな税負担は簡単に価格転嫁することは困難であり、現下のわが国経済状況下で安易に導入することは適当ではない。

また、産廃税が流入規制として活用されることがあるが、産業廃棄物の円滑な処理にはこのような地域単位での処理ではなく広域処理の考え方を基本として、処理施設の整備に関し公共関与の拡大を図るとともに、現行法の枠にとらわれることなく例えば「特区構想」により広域でのリサイクル又は処理を可能にすることを検討すべきである。

(同様の意見が外3件)

「市場での実現」を確実なものとするために、排出事業者を課税対象者・納税義務者とすべきである。徴収事務の簡素化のために、決して処理業者を納税義務者としてはならない。

「都道府県等も処理設備が必要なことを十分認識している」ところはあるがその数は少なく、大部分の都道府県等では規制色が強いのが実態である。地方公共団体が処理施設を整備する「直接的公共関与」ではなく、処理施設の必要性、廃棄物の適正処理のビジネスとしての側面等を地域住民に説明し啓蒙する「間接的公共関与」が一番必要であると考えられる。

目的や方式を統一することによって、新たな流入規制にならないようにすべきである。

5 今後の検討について

北東北3県が導入した環境保全協力金は、区域外からの産業廃棄物の流入を抑制する制度であり、産業廃棄物の適正かつ効果的な広域的処理およびリサイクル推進を阻害する懸念があるため施策の見直しが必要である。

環境保全協力金は、税以外の手法ではあるものの、事前協議を行う際に環境保全協力金の納付について行政契約を締結することが義務付けられており、実質的には産業廃棄物税と変わらない手法(強制的な手法)であり問題がある。

本項で指摘するとおり、課税対象や税率の設定等に関しては、減容化、リサイクル等中間処理の多様な役割と政策誘導の在り方に関し十分かつ慎重な検討が必要である。

既に産廃税を導入している自治体での実績を踏まえ、税収の用途毎の具体的な効果等について、可能な限り定量的に分析し、産廃税の妥当性や税額が事業者の応益性に即しているかをきちんと議論すべき。

北東北3県が導入した環境保全協力金は、区域外からの産業廃棄物の流入を抑制する制度であり、産業廃棄物の適正かつ効果的な広域的処理およびリサイクル推進を阻害する懸念があるため施策の見直しが必要である。

環境保全協力金は、税以外の手法ではあるものの、事前協議を行う際に環境保全協力金の納付について行政契約を締結することが義務付けられており、実質的には産業廃棄物税と変わらない手法(強制的な手法)であり問題がある。

税に限らず、課徴金であれ、分担金であれ、排出事業者等に何らかの公的負担を求める際には、それらを用いた具体的な施策と、それによる定量的な効果や応益性を提示すべきであり、最終取りまとめに向けた「可能な限りの実証データに基づく分析」を期待する。

また、「優良な産業廃棄物処理業が地域に貢献するビジネスとして成立・成長できるようにする」ための一つの手段として、ホストコミュニティ制度についても検討されたい。

税制度の設計にあたっては、各自治体の法定外目的税、あるいは国税の議論についても、負担者となる排出事業者の意見について十分に聴取、反映していただく場を設定いただき、十分に議論を尽くしていただくようお願いしたい。

ポリシーミックスと既存の政策の評価、それを踏まえた施策の追加(税に限らず)の観点を恒に持っておく必要があり、財源確保、税まずありきというスタンスは避けていただきたい。

その他、自由意見

産業廃棄物税については、課税対象や用途の透明性、税負担の公平性等に問題があり、事業者の排出抑制やリサイクル促進など、廃棄物減量化に向けた取組みを阻害することから基本的には反対である。

各自治体の循環型社会の形成に向けた取組みとして、産業廃棄物税の在り方を検討するにあたって、税の目的や用途の明確化、課税対象の適正化等を十分議論し、事業者の理解が得られやすいものとすべき。

(同様の意見が外1件)

施策や効果が分からない状態で、安易に税という手法を導入すべきではない。

税の効果について、先行事例の結果を分析・評価するだけでなく、税収規模により可能となるであろう施策を示し、最終処分場の延命効果や経済効果あるいは限界などを評価する必要がある。減量化は容易ではなく、リサイクル需要にも限界はあることを考慮し、税を負担したにも係わらず、数年後には他県へ搬入しなくてはならないなど、更に負担が増加するような事態は避けるべきである。また排出事業者が自ら設置した最終処分場も課税対象とする事例は、公平性に欠けるものである。

廃棄物処理施設整備計画との関係も整理すべき。国の方針に基づき、廃棄物処理の広域化や、公共関与による施設整備の推進を行うなかで、地方が独自の税手法を導入することで、受益の程度なり負担の程度に差異が生じるのは好ましくない。

税以外の選択肢をもっと議論すべきではないか。

本とりまとめでは、産業廃棄物の受け側の自治体の考えが主となっているが、東京都や神奈川県等の出し側の自治体がどのように考えているか知る必要があるのではないかと考える。

本とりまとめで書かれているとおり、税の妥当性や応益性について考えるには、税の目的、用途、税導入の効果を実証的なデータにもとづいて議論する必要がある。

日本の地方公共団体の例だけでなく海外の事例も含めて検討する必要がある。

税方式を採用せず、分担金、協力金などといった任意ベースでの実質的な課税を求めてくる地方自治体への対応の在り方についても議論する必要がある。

「法定外目的税の条例制定」という既定事実はあるが、「環境問題」はわが国全体の「普遍的課題」であるから、国として「統一した税の目的と方式」を提示し、施策の実施は地域の特性があるもののみ地方公共団体にゆだねるべきと考える。

不法投棄防止のための規制強化、規制監視は本来行政の業務である。産廃税の導入により、その強化を図ることには反対である。

税負担は公平であるべきである。

- ◆ 施設の解体届出時での費用徴収など、廃棄物の発生上流時点での徴収を考慮することで、処理処分など下流での業者による負担逃れなどが防止され、公平な負担が推進される。
- ◆ 消費税のように、発注者、所有者など広く関係者からの直接的徴収制度を考慮することで、関係者が当事者意識をもって廃棄物対策に取り組む気運が向上し、施設のリニューアル、再利用を見直すなど、廃棄物の発生抑制につながる。
- ◆ 現行の重量課税については問題がある。処理料金は廃棄物の種類により大きく異なる。また、廃棄物の種類により比重が異なることから、重量あたりの処理料金はさらに異なってくるといえる。現行のトン当たり一律の処理料金では、税の負担感に大きな違いが生じている。

広域の産廃税は、現在規制緩和の方向で進められつつある広域認定制度と逆行するのではないかと考える。リサイクルの推進、環境ビジネスの拡大を考えるのなら、税という一件経済的な手法(実は規制的手法と考えるが)ではなく、規制緩和と結果責任を原則とする廃掃法の適用野法が、実効性が上がるのではないかと考える。